

【参考】

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関の設置）

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（守秘義務）

第11条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

別表第 1（第 3 条関係） 町長の附属機関

附属機関	おいらせ町地域公共交通会議
所掌事項	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項
委員の定数	10名以内(公募による者を含む)
委員の構成	(1) おいらせ町長が指名する者 (2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) おいらせ町民又は当該交通機関の利用が想定される町民 (4) 青森運輸支局長又はその指名する者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (6) 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者
委員の任期	2年以内
会長等の選任方法	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の中から会長が指名
庶務担当課	政策推進課